

公募補助に関する評価基準について（事務局案）

1 補助の公益性・必要性【共通】

- ①団体の会員であるか否かにかかわらず、広く市民に開かれた事業を実施する団体であること。
- ②市の施策を補うような事業を実施する団体であること。

2 団体の的確性【共通】

- ①団体の運営が閉鎖的でなく、広く開かれた団体であること。
- ②団体の会計処理が適切であり、補助金の使途が明確であること。
- ③会費の徴収等を行うことにより自主財源を適正に確保するとともに、自主財源の拡大に向けた取組を行っていること。
- ④事業規模に見合った自己負担能力を有していること。

3 目的・計画の妥当性【事業費補助】

- ①事業の目的と効果が明確になっている事業であること。
※当該事業を通じて富士見市で何を実現したいのか、富士見市のまちづくりにどのような効果があるのかなどが明確であること。
- ②事業計画が実行可能な方法・スケジュール・予算に基づいて作成された事業であること。
- ③他の市民や他の地域、社会全体への広がりや創出するような事業であること。

4 期待性【事業費補助】

- ①事業に対する発想や着眼点、手法等に創造性・独創性が見受けられる事業であること。
- ②税金を投入して支援することについて、広く市民の共感が得られるような事業であること。

5 将来性【共通】

- ①本補助金が終了した後にその事業をどのように継続していくのか、将来的な見通しがあること。
- ②自立に向けて、一般市民や他の団体、企業などとのネットワークを広げ、連携していく視点を持っていること。

※「1の項目」は〇×方式で評価し、過半数の委員が×としたときは、1次評価を不交付とする。

※「2から5までの項目」は、5点満点の点数方式で評価し、優先順位付けの参考とする。